

平成24年度 第23回 役員会議事要旨

日 時 平成25年1月22日（火） 10時29分～10時49分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，向井監事

【 審議事項 】

(1) 佐賀大学短期留学プログラム規程の一部改正について

学長から、本件について、1月9日の役員会で協議した際、資料について改正漏れの箇所があったため、適切に修正を行い教育研究評議会に諮ることが了承されていたものである旨の説明があった。

次いで、国際課長から、教育研究評議会において評議員から、「改正案は、入学資格を外国籍の者に限定するのだろうか」と疑義のあったことについて説明があり、「原則として外国籍の学生」としているものであり、学生交流協定を締結している外国の大学の正規課程に在籍する者であれば、日本籍の学生を排除するものではない旨の説明があり、審議の結果、了承された。

また、学長から、本規程は、今後の誤解を防ぐためにも、申合わせ等を別途作成すべきである旨の発言があった。

(2) その他

特になし。

【 協議事項 】

(1) 一般運営費交付金への業務達成基準適用について

学長から、本件は、平成24年度において複数年度にわたる事業に業務達成基準を適用するものである旨の説明があった。

次いで、財務部長から、執行額と達成度の判断が比例し、複数年度にわたって計画されている設備整備・施設整備について本業務達成基準が適用されるが、文部科学省の承認が不要であることから、翌事業年度当初からの執行が可能である旨及び運営費交付金の概略、一般運営費交付金の収益化方法及

び

予算・決算の仕組み，平成24年度業務達成基準の適用予定事業等について補足説明があり，協議の結果了承され，直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) その他
特になし。

【 報告事項 】

- (1) 平成24年度政府補正予算（佐賀大学関係）について
財務課長から，平成25年1月11日の閣議決定を受け発表された平成24年度政府補正予算案について，給与改定臨時特例法に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額等の報告があった。
次いで，企画管理課長から，平成24年度国立大学法人施設整備実施予定事業（補正）について，本学に内示のあった4件の報告があり，あわせて，教職員に対し，工事に伴う駐車場の不足や騒音等について，理解と協力の依頼があった。
- (2) その他
特になし。

【 その他 】

- ・ 瀬口理事及び学務部長から，大学入試センター試験について，教職員への謝辞及び反省点等の報告があった。また，各部長から直近の案件について報告があった。

以 上